

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社山岡組
(法人番号8150001007212)
業者の住所：奈良県生駒郡三郷町立野北1-22-65
- 2 指名停止措置期間：令和6年2月16日から
令和6年6月15日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社山岡組の代表取締役は、令和3年5月から令和5年8月の間に、奈良県三郷町発注の複数工事において、同町職員から入札情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和5年12月21日、大阪地検特捜部に在宅起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第10号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から <u>3月以上12月以内</u>